

役員の内任年齢に関する規程

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 23 年 3 月 18 日改正

(総則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会（以下「全解工連」という。）の役員の内任年齢について定める。

(内任年齢)

第 2 条 役員の内任年齢は 70 歳までとする。ただし、会長の内任年齢は 75 歳までとする。

(退任日)

第 3 条 本規程により退任する役員の内任日は、当該任期が満了した日とする。

(特例措置)

第 4 条 前条にかかわらず、当該役員の内任年齢が全解工連の業務運営上特に必要である場合は、総会の承認を得て内任年齢を延長することができる。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附則

1 この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、本規程制定時点で、定める内任年齢を越える役員が内任する場合は、経過措置として、当該任期中は本規程の適用を除外する。

2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。